

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：《市場主体登記管理条例》及び《実施細則》の実施に伴う変化点

市場監督管理部門が法治理念を深化するため、法律法規の整備に継続的に注力し、2022年3月1日から、《市場主体登記管理条例》及び《実施細則》（以下『新登記条例』と略します。）が正式に有効となりました。市場主体とは「中国において営利を目的として経営活動に従事する自然人、会社、非会社企業法人、パートナーシップ企業及び外国会社の分支機構（支店・駐在員事務所）等」が含まれます。それに伴い、《会社登記管理条例》、《企業法人登記管理条例》、《パートナー企業登記管理弁法》、《農民專業合作社登記管理条例》、《企業法人法定代表人登記管理規定》も廃止されました。中国では、会社、企業法人など異なる主体ごとにそれぞれ登記手続きが存在していたものを、『新登記条例』として統一し、手続きの不統一を解消しました。外商投資企業の多くは有限会社として、《会社登記管理条例》の手続きによりましたが、今後は『新登記条例』が適用されます。

『新登記条例』の特徴は、電子化・オンライン化による利便性の向上、一時休業制度、簡易抹消制度の導入があります。

1. 市場登記手続きの便利化

市場主体が市場主体登記注冊システムを通じて申請を提出することができ、オンラインで市場登記手続きを行うことにより、一層便利化されることになります。

提出する資料は以下のとおりです：

- ① 申請書
- ② 申請者資格証明書または自然人身分証明書
- ③ 住所、主要経営場所に関する文書
- ④ 定款
- ⑤ 法定代表者、董事、監事、總經理の任命書類と身分証明書

また、募集設立の株式会社の場合、監査法人から発行された「資本金出資証明」（中国語で「驗資報告」といいます。）が必要となります。

上記の資料に署名または捺印するにあたって、全国统一電子營業証書システム等電子署名ツールを通じて行うことができます。

2. 一時休業制度の新規導入

『新登記条例』では一時休業制度を導入し、自然災害、事故災害、公共衛生事件、社会安全事件などの影響で経営が困難な場合、休業届出申請を提出することにより、最長3年間にわたり一時休業することができます。一時休業するためには、事前に労働関係に関して従業員と協議し、かつ、登記機関に届出しなければなりません。

経営活動を再開する場合、決定日または実際營業開始日から30日以内に国家企業信用情報公示システムに休業の停止を公示する必要があります。

届出した休業期限が到来、または休業期間の累計が3年間を超える場合、自動的に経営活動再開とみなされますので、継続経営が不可能な場合、抹消手続きを申請する必要があります。

なお、休業期間において、事務所賃借料の節約のため、法律文書送達場所を経営場所として代替することができます。

3. 簡易抹消制度の新規導入

『新登記条例』では簡易抹消制度を導入し、市場主体が以下の条件を同時に満たす場合、簡易抹消手続きを行うことができます。

- ① 債権債務がないこと、または発生した債権債務を清算済み；
- ② 清算費用、給与、社会保険費用、経済補償金、税金（延滞金、罰金）の未払がないこと；
- ③ 全投資者が上述した状況の真実性について法的責任を負うことを書面で承諾すること；

市場主体は国家企業信用情報公示システムを通じて承諾書と抹消申請書を公示しなければならず、公示期間は20日です。公示期間において、当局及び債権者並びにその他利害関係者が異議を提出しなければ、市場主体は公示期間の満期後の20日以内に当局に抹消申請を提出することができます。

お見逃しなく！

コロナ禍の影響で、経営困難な場合に、一時休業制度を活用することにより、法人資格を抹消せずに一時的に営業停止することが実現できます。